

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月18日
【四半期会計期間】	第109期第2四半期（自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日）
【会社名】	株式会社中京銀行
【英訳名】	The Chukyo Bank, Limited
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 深町 正和
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄三丁目33番13号
【電話番号】	052(262)6111(大代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 永井 涼
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀四丁目10番4号 株式会社中京銀行 東京事務所
【電話番号】	03(3555)6811(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 小林 秀夫
【縦覧に供する場所】	株式会社中京銀行津支店 (三重県津市東丸之内20番11号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間および最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成24年度中間 連結会計期間	平成25年度中間 連結会計期間	平成26年度中間 連結会計期間	平成24年度	平成25年度
		(自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日)	(自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日)	(自 平成24年 4月1日 至 平成25年 3月31日)	(自 平成25年 4月1日 至 平成26年 3月31日)
連結経常収益	百万円	16,747	15,917	16,001	32,691	32,303
連結経常利益	百万円	1,550	1,477	2,626	1,712	5,093
連結中間純利益	百万円	712	766	1,308		
連結当期純利益	百万円				1,189	2,944
連結中間包括利益	百万円	1,220	592	5,478		
連結包括利益	百万円				11,998	2,186
連結純資産額	百万円	83,908	94,574	99,888	94,328	95,230
連結総資産額	百万円	1,794,037	1,816,731	1,868,867	1,805,074	1,832,403
1株当たり純資産額	円	388.09	436.25	459.08	435.97	438.51
1株当たり中間純利益金額	円	3.33	3.57	6.09		
1株当たり当期純利益金額	円				5.56	13.73
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益金額	円	-	3.57	6.08		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	円				-	13.72
自己資本比率	%	4.62	5.14	5.28	5.17	5.13
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	14,525	11,211	16,666	8,007	800
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	8,585	5,966	1,697	11,023	13,589
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	9,000	944	6,094	2,017	3,048
現金及び現金同等物の中間 期末（期末）残高	百万円	49,613	33,922	59,298	29,648	47,057
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,315 [441]	1,291 [400]	1,274 [398]	1,259 [504]	1,252 [507]

(注) 1. 当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 平成24年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および平成24年度中間期の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので、記載していません。

3. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載してあります。

4. 自己資本比率は、（（中間）期末純資産の部合計 - （中間）期末新株予約権 - （中間）期末少数株主持分）を（中間）期末資産の部の合計で除して算出してあります。

(2) 当行の最近3中間会計期間および最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第107期中	第108期中	第109期中	第107期	第108期
決算年月		平成24年9月	平成25年9月	平成26年9月	平成25年3月	平成26年3月
経常収益	百万円	16,206	15,396	15,516	31,637	31,238
経常利益	百万円	1,455	1,258	2,378	1,351	4,551
中間純利益	百万円	648	651	1,171		
当期純利益	百万円				971	2,679
資本金	百万円	31,844	31,844	31,844	31,844	31,844
発行済株式総数	千株	217,459	217,459	217,459	217,459	217,459
純資産額	百万円	80,747	91,048	96,428	90,958	92,102
総資産額	百万円	1,789,841	1,812,592	1,864,672	1,801,240	1,827,654
預金残高	百万円	1,630,188	1,634,449	1,690,728	1,642,625	1,659,436
貸出金残高	百万円	1,202,010	1,208,777	1,236,115	1,211,741	1,224,442
有価証券残高	百万円	492,568	541,206	536,660	531,881	528,159
1株当たり配当額	円	2.00	2.00	2.00	4.00	4.50
自己資本比率	%	4.51	5.02	5.16	5.04	5.03
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,276 [365]	1,256 [354]	1,241 [346]	1,224 [443]	1,218 [459]

(注) 1. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 第107期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額および第107期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので、記載しておりません。

3. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行および当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間においては、該当する経営上の重要な契約等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行および連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当四半期連結累計期間における我が国の経済は、緩やかな回復基調が継続しており、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動の影響も、幾分ばらつきを伴いつつ、全体としては和らいできております。

当地区におきましても、自動車などの生産や輸出が高めの水準で推移し、個人消費も緩やかに持ち直してきております。

金融情勢につきましては、日本銀行が昨年4月に実施した量的・質的金融緩和の継続や、世界的な低金利政策の影響により、長期金利は概ね0.5%から0.7%の範囲で推移しました。なお、足元では0.4%台まで低下しております。また、オーバーナイト物金利は、おおむね0.06%台で推移しました。

このような経済金融情勢の下、平成24年4月よりスタートさせた第15次中期経営計画（for the「NEXT STAGE」）に基づき、5年後、10年後の盤石な経営基盤の構築に向けて、「お客さま満足度の向上」「営業力の強化」「業務効率の改善」の3つの基本戦略のもと、諸施策を推進し、健全な経営を目指してまいりました。

このような結果、当四半期連結累計期間の当行グループの業績は以下のとおりとなりました。

預金は、キャンペーンを実施し魅力的な商品の提供に努めた結果、前連結会計年度末比312億円増加し1兆6,835億円となりました。貸出金は、取引先の資金ニーズに積極的に応えよう努めた結果、前連結会計年度末比115億円増加し1兆2,359億円となりました。有価証券は、前連結会計年度末比85億円増加し5,370億円となりました。

収益面につきましては、経常収益は、利回り低下による貸出金利息収入の減少を、役務取引等収益などによりカバーし、前年同四半期連結累計期間比84百万円増加の160億1百万円となりました。また、経常費用は、営業経費の削減に加え、貸倒引当金繰入額の減少などにより、前年同四半期連結累計期間比10億64百万円減少し133億75百万円となりました。その結果、経常利益は前年同四半期連結累計期間比11億49百万円増加し26億26百万円となり、中間純利益は、前年同四半期連結累計期間比5億42百万円増加し13億8百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

資金運用収支は、前年同四半期連結累計期間比334百万円減少し、10,717百万円の利益計上となりました。役務取引等収支は、前年同四半期連結累計期間比484百万円増加し、1,916百万円の利益計上となりました。また、その他業務収支は、前年同四半期連結累計期間比231百万円減少し、47百万円の利益計上となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	10,346	710	6	11,051
	当第2四半期連結累計期間	9,974	749	6	10,717
うち資金運用収益	前第2四半期連結累計期間	11,583	854	99	12,338
	当第2四半期連結累計期間	11,084	875	82	11,877
うち資金調達費用	前第2四半期連結累計期間	1,236	143	93	1,286
	当第2四半期連結累計期間	1,110	125	76	1,159
役務取引等収支	前第2四半期連結累計期間	1,377	60	4	1,432
	当第2四半期連結累計期間	1,864	51	0	1,916
うち役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,373	73	220	2,226
	当第2四半期連結累計期間	2,855	63	217	2,701
うち役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	996	12	216	793
	当第2四半期連結累計期間	991	11	217	785
その他業務収支	前第2四半期連結累計期間	221	143	86	278
	当第2四半期連結累計期間	556	694	90	47
うちその他業務収益	前第2四半期連結累計期間	511	252	86	677
	当第2四半期連結累計期間	422	694	90	1,026
うちその他業務費用	前第2四半期連結累計期間	289	109	-	399
	当第2四半期連結累計期間	979	-	-	979

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額」欄の計数は、連結会社間の取引等の相殺消去額であります。

(以下において同じであります。)

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、証券関連業務および代理業務の手数料収入増加を要因として前年同四半期連結累計期間比475百万円増加し、2,701百万円となりました。

また、役務取引等費用は、前年同四半期連結累計期間比8百万円減少し、785百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結累計期間	2,373	73	220	2,226
	当第2四半期連結累計期間	2,855	63	217	2,701
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結累計期間	748	-	11	737
	当第2四半期連結累計期間	815	-	7	807
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	714	72	8	778
	当第2四半期連結累計期間	693	62	8	747
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	479	-	-	479
	当第2四半期連結累計期間	524	-	-	524
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	217	-	-	217
	当第2四半期連結累計期間	606	-	-	606
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結累計期間	0	-	-	0
	当第2四半期連結累計期間	0	-	-	0
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	213	0	200	13
	当第2四半期連結累計期間	215	0	201	14
役務取引等費用	前第2四半期連結累計期間	996	12	216	793
	当第2四半期連結累計期間	991	11	217	785
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	154	12	8	158
	当第2四半期連結累計期間	149	10	8	151

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,616,860	17,589	6,435	1,628,014
	当第2四半期連結会計期間	1,678,197	12,531	7,155	1,683,572
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	788,594	-	6,435	782,158
	当第2四半期連結会計期間	816,677	-	7,155	809,521
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	821,119	-	-	821,119
	当第2四半期連結会計期間	853,984	-	-	853,984
うちその他	前第2四半期連結会計期間	7,146	17,589	-	24,736
	当第2四半期連結会計期間	7,534	12,531	-	20,066
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,616,860	17,589	6,435	1,628,014
	当第2四半期連結会計期間	1,678,197	12,531	7,155	1,683,572

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・特別国際金融取引勘定別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（末残・構成比）

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,208,865	100.00	1,235,950	100.00
製造業	187,176	15.48	194,362	15.73
農業、林業	1,412	0.12	1,150	0.09
漁業	1,482	0.12	1,378	0.11
鉱業、採石業、砂利採取業	137	0.01	162	0.01
建設業	88,320	7.31	86,533	7.00
電気・ガス・熱供給・水道業	21,446	1.77	22,602	1.83
情報通信業	4,875	0.40	7,250	0.59
運輸業、郵便業	46,182	3.82	50,574	4.09
卸売業、小売業	200,292	16.57	211,512	17.11
金融業、保険業	64,295	5.32	69,367	5.61
不動産業、物品賃貸業	209,719	17.35	195,717	15.85
宿泊業、飲食サービス業	18,082	1.50	16,811	1.36
生活関連サービス業、娯楽業	19,803	1.64	19,806	1.60
医療、福祉	26,243	2.17	26,556	2.15
サービス業（他に分類されないもの）	38,227	3.16	40,297	3.26
地方公共団体	9,555	0.79	14,613	1.18
その他	271,611	22.47	277,254	22.43
特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	1,208,865		1,235,950	

（注）「国内」とは、当行および連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における連結キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金の増加を主な要因として166億66百万円の収入(前年同四半期連結累計期間比54億55百万円増加)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却および償還による収入を主な要因として16億97百万円の収入(前年同四半期連結累計期間は59億66百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の償還による支出を主な要因として60億94百万円の支出(前年同四半期連結累計期間比51億50百万円減少)となりました。

これらの結果、現金及び現金同等物の増減額は122億41百万円の増加(前年同四半期連結累計期間比79億68百万円増加)となり、当第2四半期連結累計期間末残高は、592億98百万円となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

我が国の経済は、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策効果の発現もあり、緩やかに回復していくことが期待されます。その一方で、海外景気の下振れが、我が国の景気を下押しする懸念を残しております。また、中長期的には少子高齢化への対応などの課題も有しております。

一方、金融界におきましては、当行の主要な営業地域である愛知県には他県の地域金融機関の進出が続くなど、金融機関間の競争も一段と厳しさを増しており、こうした状況は今後も続くものと予想されます。

このような厳しい経営環境のもと、「お客さまが“いちばんに相談したい銀行”」を目指すことを経営の基本コンセプトとして、収益力の向上を図ることが経営の重要課題と考えております。この課題解決には、預金、貸出金のボリュームの拡大と手数料収益の増強、店舗ネットワークの見直しによる経営効率の改善、人員の抑制と信用コストの抑制などコストの低減、提案力やお客さま満足度の向上といった非価格面の競争力の強化などがポイントであると考えております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用し、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準) (単位:億円、%)

	平成26年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	10.68
2. 連結における自己資本の額	1,039
3. リスク・アセットの額	9,729
4. 連結総所要自己資本額	389

単体自己資本比率(国内基準) (単位:億円、%)

	平成26年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	10.36
2. 単体における自己資本の額	999
3. リスク・アセットの額	9,637
4. 単体総所要自己資本額	385

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還および利息の支払の全部または一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息および仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものならびに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態および経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成25年9月30日	平成26年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	208	165
危険債権	313	276
要管理債権	95	106
正常債権	11,678	12,020

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	500,000,000
計	500,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月18日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	217,459,581	同左	東京証券取引所 市場第一部 名古屋証券取引所 市場第一部	単元株式数は 1,000株でありま す。
計	217,459,581	同左		

(2)【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年6月27日
新株予約権の数	321個(注1)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	当行普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	321,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成26年7月31日～平成56年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格172円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注3)
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当行が当行普通株式につき、株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当行株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当行が合併、会社分割または株式交換を行う場合およびその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当行は、当行取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、当行の取締役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、当行が消滅会社となる合併契約承認の議案、当行が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当行株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、下記4に定める組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。

(3) その他の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併（当行が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当行が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

下記に準じて決定する。

当行は、以下の 、 、 、 または の議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当行取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当行取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

当行が消滅会社となる合併契約承認の議案

当行が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

当行が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日		217,459		31,844		23,184

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	85,343	39.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	10,998	5.05
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	9,742	4.47
ミノサービス株式会社	名古屋市北区平安二丁目15番56号	6,551	3.01
中京銀行従業員持株会	名古屋市中区栄三丁目33番13号	5,334	2.45
大同生命保険株式会社 (常任代理人 日本トラ スティ・サービス信託銀行株式 会社)	大阪市西区江戸堀一丁目2番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	4,700	2.16
あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 (東京都港区浜松町二丁目11番3号)	3,929	1.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	3,413	1.56
中京テレビ放送株式会社	名古屋市昭和区高峯町154番地	2,635	1.21
住友生命保険相互会社 (常任代理人 日本トラ スティ・サービス信託銀行株式 会社)	東京都中央区築地七丁目18番24号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	1,963	0.90
計		134,610	61.90

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-		
議決権制限株式(自己株式等)	-		
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 910,000		単元株式数は1,000株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 215,077,000	215,077	同上
単元未満株式	普通株式 1,472,581		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	217,459,581		
総株主の議決権		215,077	

【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 中京銀行	名古屋市中区栄三丁目33番13号	910,000	-	910,000	0.41
計		910,000	-	910,000	0.41

(注) 上記のほか「従業員持株E S O P信託」導入に伴い設定された従業員持株E S O P信託口が所有する当行株式1,523,000株を中間財務諸表上および中間連結財務諸表上、自己株式として処理しております。

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間において、役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しておりますが、資産および負債の分類ならびに収益および費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間連結財務諸表および中間会計期間（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
現金預け金	47,511	60,107
商品有価証券	326	272
有価証券	1, 8, 13 528,465	1, 8, 13 537,002
貸出金	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,224,437	2, 3, 4, 5, 6, 7, 9 1,235,950
外国為替	6 7,175	6 6,025
その他資産	8 10,682	8 12,382
有形固定資産	10, 11 20,665	10, 11 20,554
無形固定資産	3,949	3,735
繰延税金資産	952	864
支払承諾見返	7,550	10,319
貸倒引当金	19,313	18,347
資産の部合計	1,832,403	1,868,867
負債の部		
預金	8 1,652,331	8 1,683,572
借入金	8 10,610	8 8,095
外国為替	9	24
社債	12 30,000	12 25,000
その他負債	25,918	28,481
賞与引当金	732	733
退職給付に係る負債	4,366	4,595
睡眠預金払戻損失引当金	365	337
偶発損失引当金	873	822
繰延税金負債	1,055	3,709
再評価に係る繰延税金負債	10 3,358	10 3,288
支払承諾	7,550	10,319
負債の部合計	1,737,173	1,768,979
純資産の部		
資本金	31,844	31,844
資本剰余金	23,184	23,184
利益剰余金	20,054	20,316
自己株式	707	614
株主資本合計	74,375	74,730
その他有価証券評価差額金	15,389	19,434
繰延ヘッジ損益	203	270
土地再評価差額金	10 5,150	10 5,262
退職給付に係る調整累計額	593	442
その他の包括利益累計額合計	19,742	23,984
新株予約権	43	66
少数株主持分	1,068	1,106
純資産の部合計	95,230	99,888
負債及び純資産の部合計	1,832,403	1,868,867

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
経常収益	15,917	16,001
資金運用収益	12,338	11,877
(うち貸出金利息)	8,895	8,298
(うち有価証券利息配当金)	3,244	3,481
役務取引等収益	2,226	2,701
その他業務収益	677	1,026
その他経常収益	1,674	1,396
経常費用	14,439	13,375
資金調達費用	1,286	1,159
(うち預金利息)	928	775
役務取引等費用	793	785
その他業務費用	399	979
営業経費	9,983	9,933
その他経常費用	2,197	2,517
経常利益	1,477	2,626
特別損失	173	327
固定資産処分損	26	16
減損損失	3,146	3,310
税金等調整前中間純利益	1,304	2,299
法人税、住民税及び事業税	87	173
法人税等調整額	424	778
法人税等合計	511	951
少数株主損益調整前中間純利益	792	1,348
少数株主利益	26	39
中間純利益	766	1,308

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前中間純利益	792	1,348
その他の包括利益	200	4,129
その他有価証券評価差額金	256	4,042
繰延ヘッジ損益	55	67
退職給付に係る調整額	-	151
持分法適用会社に対する持分相当額	1	2
中間包括利益	592	5,478
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	564	5,438
少数株主に係る中間包括利益	27	39

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,844	23,184	17,872	842	72,059
当中間期変動額					
剰余金の配当			433		433
中間純利益			766		766
自己株式の取得				2	2
自己株式の処分			0	76	76
土地再評価差額金の取崩			48		48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	381	73	455
当中間期末残高	31,844	23,184	18,253	768	72,514

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	16,132	115	5,255	-	21,272	-	997	94,328
当中間期変動額								
剰余金の配当								433
中間純利益								766
自己株式の取得								2
自己株式の処分								76
土地再評価差額金の取崩								48
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	256	55	48	-	250	14	26	209
当中間期変動額合計	256	55	48	-	250	14	26	245
当中間期末残高	15,876	60	5,206	-	21,022	14	1,023	94,574

当中間連結会計期間（自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	31,844	23,184	20,054	707	74,375
会計方針の変更による累積的影響額			388		388
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,844	23,184	19,666	707	73,987
当中間期変動額					
剰余金の配当			541		541
中間純利益			1,308		1,308
自己株式の取得				9	9
自己株式の処分			4	101	97
土地再評価差額金の取崩			112		112
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	650	92	742
当中間期末残高	31,844	23,184	20,316	614	74,730

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	15,389	203	5,150	593	19,742	43	1,068	95,230
会計方針の変更による累積的影響額					-			388
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,389	203	5,150	593	19,742	43	1,068	94,842
当中間期変動額								
剰余金の配当								541
中間純利益								1,308
自己株式の取得								9
自己株式の処分								97
土地再評価差額金の取崩								112
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,045	67	112	151	4,241	22	38	4,302
当中間期変動額合計	4,045	67	112	151	4,241	22	38	5,045
当中間期末残高	19,434	270	5,262	442	23,984	66	1,106	99,888

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,304	2,299
減価償却費	577	597
減損損失	146	310
持分法による投資損益(は益)	47	32
貸倒引当金の増減()	2,052	966
賞与引当金の増減額(は減少)	26	1
退職給付引当金の増減額(は減少)	92	-
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	-	137
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	109	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	29	27
偶発損失引当金の増減額(は減少)	160	51
資金運用収益	12,338	11,877
資金調達費用	1,286	1,159
有価証券関係損益()	523	75
為替差損益(は益)	1,209	2,546
固定資産処分損益(は益)	26	16
貸出金の純増()減	2,481	11,513
預金の純増減()	7,645	31,240
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	977	2,515
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	285	354
コールマネー等の純増減()	15,000	-
外国為替(資産)の純増()減	388	1,149
外国為替(負債)の純増減()	7	14
その他の資産の増減額(は増加)	1,411	561
その他の負債の増減額(は減少)	3,295	3,160
資金運用による収入	9,351	8,430
資金調達による支出	1,092	885
小計	11,203	16,835
法人税等の支払額	215	379
法人税等の還付額	223	210
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,211	16,666
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	32,009	51,122
有価証券の売却による収入	8,903	25,084
有価証券の償還による収入	14,764	25,359
投資活動としての資金運用による収入	2,593	2,959
有形固定資産の取得による支出	154	450
無形固定資産の取得による支出	63	133
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,966	1,697

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付社債の償還による支出	-	5,000
財務活動としての資金調達による支出	200	229
配当金の支払額	433	541
少数株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	2	9
自己株式の売却による収入	62	80
リース債務の返済による支出	368	394
財務活動によるキャッシュ・フロー	944	6,094
現金及び現金同等物に係る換算差額	26	27
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	4,273	12,241
現金及び現金同等物の期首残高	29,648	47,057
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 33,922	1 59,298

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 4社
- 会社名
中京ビジネスサービス(株)
中京カード
キキョウサービス(株)
中京ファイナンス(株)

(2) 非連結子会社 なし

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社 なし
- (2) 持分法適用の関連会社 1社
- 会社名
中京総合リース(株)
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 なし
- (4) 持分法非適用の関連会社 なし

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は全て9月末日であります。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準および評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行および連結子会社で定める利用可能期間(8年以内)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のもは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用、数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用 : その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を損益処理

数理計算上の差異 : 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から費用処理

会計基準変更時差異(2,482百万円) : 15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移行後の未処理額を移行後の残存年数(11年)で按分した額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

(10) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

当行および連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および日本銀行への預け金であります。

(14) 消費税等の会計処理

当行および連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間連結会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を計算基準日における退職給付債務結果が複数の割引率(国債のイールドカーブ)で計算した結果と一致するように単一の割引率を設定する方式(加重平均割引率(等価方式))へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間連結会計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が600百万円増加し、利益剰余金が388百万円減少しております。また、当中間連結会計期間の経常利益および税金等調整前中間純利益はそれぞれ20百万円増加しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成25年12月25日)を当中間連結会計期間から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による中間連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(従業員持株E S O P信託)

当行は平成24年2月7日開催の取締役会決議に基づいて、「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入し、同年3月9日に信託契約を締結いたしました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式については、中間連結貸借対照表、中間連結株主資本等変動計算書および中間連結キャッシュ・フロー計算書において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産および負債ならびに費用については、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書ならびに中間連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当行は、当行の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当行の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入しております。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

(1) 取引の概要

当行が「中京銀行従業員持株会」(以下、「当行持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当行株式の議決権を、当行持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が株式取得資金を借入れした銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計基準

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成25年12月25日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は、前連結会計年度末430百万円、当中間連結会計期間末338百万円で、株式資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前連結会計年度末1,934千株、当中間連結会計期間末1,523千株、期中平均株式数は前中間連結会計期間2,533千株、当中間連結期間1,727千株であり、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式の総額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
株式	1,226百万円	1,260百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額および延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	4,412百万円	4,418百万円
延滞債権額	43,730百万円	39,738百万円

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
3か月以上延滞債権額	74百万円	48百万円

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	9,970百万円	10,719百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	58,188百万円	54,924百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
	15,503百万円	13,872百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号）に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表（前連結貸借対照表）計上額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
28,900百万円	30,813百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	11,180百万円	8,739百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,503百万円	6,609百万円
借入金	10,077百万円	7,638百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	18,280百万円	21,487百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	413百万円	407百万円

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	217,232百万円	220,362百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	184,242百万円	187,591百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行および連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行および連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
2,984百万円	2,318百万円

11. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
減価償却累計額	16,907百万円	16,946百万円

12. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付社債	30,000百万円	25,000百万円

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
4,384百万円	4,944百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	-	47百万円

2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸倒引当金繰入額	1,180百万円	-

3. 減損損失

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

当中間連結会計期間において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(146百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
営業用店舗3か店	土地、建物、その他の有形 固定資産	146	愛知県名古屋市他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

当中間連結会計期間において、以下の資産について、営業キャッシュ・フローの低下および継続的な地価の下落等により帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(310百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

主な用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
営業用店舗3か店他	土地、建物、その他の有形 固定資産	310	愛知県名古屋市他

営業用店舗については、支店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各拠点を、遊休資産については各資産を、グルーピングの最小単位としております。本店、研修センター、寮等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であります。正味売却価額は、売却予定額等に基づき算定しております。

なお、連結子会社においては減損損失を計上すべき資産はありません。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成25年4月1日至平成25年9月30日)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	217,459	-	-	217,459	
合計	217,459	-	-	217,459	
自己株式					
普通株式	3,381	15	343	3,053	(注1,2,3)
合計	3,381	15	343	3,053	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加15千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少343千株は、E S O P信託から従業員持株会への当行株式の売却(343千株)および単元未満株式の買増し請求(0千株)による減少であります。

3. 当中間連結会計期間末の自己株式の株式数のうちE S O P信託が所有する株式数は2,360千株であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					14	
合計						14	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月21日 定時株主総会	普通株式	428	2.00	平成25年3月31日	平成25年6月24日

(注) E S O P信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金(5百万円)は平成25年6月21日定時株主総会の決議の配当金の総額428百万円には含んでおりません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年11月14日 取締役会	普通株式	428	利益剰余金	2.00	平成25年9月30日	平成25年12月9日

(注) E S O P信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金(4百万円)は平成25年11月14日取締役会の決議の配当金の総額428百万円には含んでおりません。

当中間連結会計期間（自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日）

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	217,459	-	-	217,459	
合計	217,459	-	-	217,459	
自己株式					
普通株式	2,827	50	445	2,433	（注1,2,3）
合計	2,827	50	445	2,433	

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加50千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少445千株は、E S O P信託から従業員持株会への当行株式の売却（411千株）および単元未満株式の買増し請求（34千株）による減少であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数のうち、E S O P信託が所有する株式数は、当連結会計年度期首1,934千株、当中間連結会計期間末1,523千株であります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当中間連結 会計期間末 残高 （百万円）	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間末 減少		
当行	ストック・オブ ションとしての 新株予約権					66	
合計						66	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年 6月27日 定時株主総会	普通株式	536	2.50	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日

（注）E S O P信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金（4百万円）は平成26年 6月27日定時株主総会の決議の配当金の総額536百万円には含んでおりません。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	430	利益剰余金	2.00	平成26年 9月30日	平成26年12月 8日

（注）E S O P信託は、中間連結貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金（3百万円）は平成26年11月14日取締役会の決議の配当金の総額430百万円には含んでおりません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
現金預け金勘定	34,521百万円	60,107百万円
日本銀行以外への預け金	599百万円	808百万円
現金及び現金同等物	33,922百万円	59,298百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

主として、システム機器であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	年度末残高相当額
有形固定資産	658	588	69

当中間連結会計期間(平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間連結会計期間末残高相当額
有形固定資産	547	512	34

未経過リース料期末残高相当額

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	65	36
1年超	16	4
合計	82	40

支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

(単位:百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
支払リース料	62	42
減価償却費相当額	51	35
支払利息相当額	4	1

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(減損損失について)

リース資産に配分された減損損失はありません。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1年内	107	97
1年超	91	43
合計	198	140

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

前連結会計年度(平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	47,511	47,511	-
(2) 商品有価証券 売買目的有価証券	326	326	-
(3) 有価証券 その他有価証券	523,027	523,027	-
(4) 貸出金 貸倒引当金(1)	1,224,437 18,106		
	1,206,331	1,206,749	418
(5) 外国為替	7,175	7,175	-
資産計	1,784,372	1,784,791	418
(1) 預金	1,652,331	1,653,332	1,000
(2) 借入金	10,610	10,610	-
(3) 外国為替	9	9	-
(4) 社債	30,000	30,398	398
負債計	1,692,951	1,694,350	1,398
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(87)	(87)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(314)	(314)	-
デリバティブ取引計	(402)	(402)	-

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	60,107	60,107	-
(2) 商品有価証券			
売買目的有価証券	272	272	-
(3) 有価証券			
其他有価証券	531,575	531,575	-
(4) 貸出金	1,235,950		
貸倒引当金（ 1 ）	17,231		
	1,218,719	1,219,628	909
(5) 外国為替	6,025	6,025	-
資産計	1,816,701	1,817,610	909
(1) 預金	1,683,572	1,684,451	878
(2) 借入金	8,095	8,095	-
(3) 外国為替	24	24	-
(4) 社債	25,000	25,385	385
負債計	1,716,691	1,717,956	1,264
デリバティブ取引（ 2 ）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,832)	(1,832)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(418)	(418)	-
デリバティブ取引計	(2,251)	(2,251)	-

（ 1 ）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（ 2 ）其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

（1）現金預け金

預け金については、満期のない預け金であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（2）商品有価証券

窓販業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。また、投資信託については、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を発行体の信用状態を反映した金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値または担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日（連結決算日）における中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(5) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金（外国他店預け）、輸出手形・旅行小切手等（買入外国為替）、輸入手形による手形貸付（取立外国為替）であります。これらは、満期のない預け金、または約定期間が短期間（1年以内）であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間連結決算日（連結決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 外国為替

外国為替のうち、外国為替関連の短期借入金（外国他店借）は約定期間が短期間（1年以内）であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「（デリバティブ取引関係）」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)有価証券」には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
関連法人等株式(1)	1,226	1,260
非上場株式(1、3)	3,741	3,722
組合出資金(2)	469	443
合 計	5,437	5,426

- (1) 関連法人等株式および非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。
- (3) 前連結会計年度において、非上場株式について9百万円減損処理を行っております。当中間連結会計期間における減損処理はありません。

(有価証券関係)

「子会社株式および関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	27,401	13,795	13,606
	債券	358,272	350,992	7,279
	国債	249,226	244,620	4,606
	地方債	42,203	40,895	1,308
	社債	66,842	65,476	1,365
	その他	80,416	76,092	4,323
	小計	466,090	440,880	25,209
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,743	3,177	434
	債券	11,015	11,032	16
	国債	7,476	7,478	2
	地方債	2,135	2,140	4
	社債	1,404	1,413	9
	その他	43,178	45,660	2,482
	小計	56,937	59,870	2,932
合計		523,027	500,751	22,276

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33,022	16,951	16,071
	債券	349,634	342,077	7,557
	国債	240,100	235,225	4,875
	地方債	46,062	44,748	1,314
	社債	63,471	62,103	1,367
	その他	106,100	98,944	7,155
	小計	488,757	457,972	30,784
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,844	2,132	288
	債券	72	78	6
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	72	78	6
	その他	40,901	43,024	2,122
	小計	42,818	45,235	2,417
合計		531,575	503,208	28,367

2. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて30%以上下落し、概ね1年以内に時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められるもの以外のものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度および当中間連結会計期間における減損処理はありません。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的および満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	22,297
その他有価証券	22,297
その他の金銭の信託	-
繰延税金負債	6,913
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	15,383
少数株主持分相当額	5
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	15,389

(注) 評価差額には、投資事業組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額20百万円(益)を含めております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	28,399
その他有価証券	28,399
その他の金銭の信託	-
繰延税金負債	8,973
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	19,426
少数株主持分相当額	5
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	14
その他有価証券評価差額金	19,434

(注) 評価差額には、投資事業組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額32百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価および評価損益ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成26年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	383	383	11	11
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			11	11

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。なお、取引先金融機関から提示された価格等については、社内での妥当性等を検証することとしております。

当中間連結会計期間(平成26年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-	-
	受取固定・支払変動	-	-	-	-
	受取変動・支払固定	366	366	8	8
	受取変動・支払変動	-	-	-	-
	金利オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			8	8

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。なお、取引先金融機関から提示された価格等については、社内での妥当性等を検証することとしております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	10,393	2,977	15	15
	売建	38,325	-	279	279
	買建	16,560	-	218	218
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			76	76

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日現在）

区分	種類	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）	評価損益（百万円）
金融商品取引所	通貨先物	-	-	-	-
	通貨オプション	-	-	-	-
店頭	通貨スワップ 為替予約	13,155	7,768	18	18
	売建	43,602	-	2,545	2,545
	買建	13,508	-	739	739
	通貨オプション	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
	合計			1,823	1,823

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引

該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

該当する取引はありません。

(5) 商品関連取引

該当する取引はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額および時価ならびに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（平成26年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		5,650	5,650	50
	受取変動・支払固定		18,520	15,020	364
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	-			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	合計				314

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格等により算定してしております。なお、取引先金融機関から提示された価格等については、社内でのその妥当性等を検証することとしております。

当中間連結会計期間（平成26年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等（百万円）	契約額等のうち1年超のもの（百万円）	時価（百万円）
原則的処理方法	金利スワップ	貸出金、その他 有価証券（債券）、預金			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		16,873	14,623	418
	金利オプション		-	-	-
	その他		-	-	-
金利スワップの特例処理	金利スワップ	-			
	受取固定・支払変動		-	-	-
	受取変動・支払固定		-	-	-
	合計				418

(注) 1. 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき、繰延ヘッジによっております。

2. 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。店頭取引については、取引先金融機関から提示された価格等により算定しております。なお、取引先金融機関から提示された価格等については、社内でその妥当性等を検証することとしております。

(2) 通貨関連取引

該当する取引はありません。

(3) 株式関連取引

該当する取引はありません。

(4) 債券関連取引

該当する取引はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額および科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業経費	14百万円	28百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

	平成25年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役(社外取締役除く)7名 当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 351,000株
付与日	平成25年7月31日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成25年8月1日~平成55年7月31日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	165円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分および人数	当行取締役(社外取締役除く)7名 当行執行役員7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	当行普通株式 321,000株
付与日	平成26年7月30日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成26年7月31日~平成56年7月30日
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	171円

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 1株当たりに換算して記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,895	4,059	2,961	15,917

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	8,298	3,864	3,839	16,001

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

		前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成26年9月30日)
1株当たり純資産額		438円51銭	459円8銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	95,230	99,888
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,111	1,172
(うち新株予約権)	百万円	43	66
(うち少数株主持分)	百万円	1,068	1,106
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	94,118	98,715
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	214,631	215,026

1株当たり純資産額の算定に用いられた当中間連結会計期間末(前連結会計年度末)の普通株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(前連結会計年度末1,934千株、当中間連結会計期間末1,523千株)を控除し算定しております。

2. 1株当たり中間純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額および算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益金額	円	3.57	6.09
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	766	1,308
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る中間純利益	百万円	766	1,308
普通株式の期中平均株式数	千株	214,239	214,820
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額			
		円	3.57
(算定上の基礎)			
中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	54	382
(うち新株予約権)	千株	54	382
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		-	-

1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、E S O P信託が所有する自己株式(前中間連結会計期間2,533千株、当中間連結会計期間1,727千株)を控除し算定しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて、当中間連結会計期間より適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の1株当たり純資産が、1円80銭減少しております。

また、1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額への影響は軽微であります。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
現金預け金	47,503	60,072
商品有価証券	326	272
有価証券	1,811,528,159	1,811,536,660
貸出金	2,345,679	2,345,679
外国為替	67,175	66,025
その他資産	5,822	7,950
その他の資産	85,822	87,950
有形固定資産	20,789	20,684
無形固定資産	3,931	3,720
支払承諾見返	7,494	10,268
貸倒引当金	17,990	17,098
資産の部合計	1,827,654	1,864,672
負債の部		
預金	81,659,436	81,690,728
借入金	810,610	88,095
外国為替	9	24
社債	1030,000	1025,000
その他負債	18,273	21,433
未払法人税等	165	130
リース債務	4,566	4,185
資産除去債務	86	93
その他の負債	13,455	17,024
賞与引当金	708	709
退職給付引当金	3,380	3,841
睡眠預金払戻損失引当金	365	337
偶発損失引当金	873	822
繰延税金負債	1,042	3,695
再評価に係る繰延税金負債	3,358	3,288
支払承諾	7,494	10,268
負債の部合計	1,735,552	1,768,243

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
純資産の部		
資本金	31,844	31,844
資本剰余金	23,184	23,184
資本準備金	23,184	23,184
利益剰余金	17,455	17,580
利益準備金	2,208	2,316
その他利益剰余金	15,247	15,263
固定資産圧縮積立金	49	48
別途積立金	11,000	11,000
繰越利益剰余金	4,197	4,215
自己株式	707	614
株主資本合計	71,777	71,994
その他有価証券評価差額金	15,334	19,375
繰延ヘッジ損益	203	270
土地再評価差額金	5,150	5,262
評価・換算差額等合計	20,281	24,367
新株予約権	43	66
純資産の部合計	92,102	96,428
負債及び純資産の部合計	1,827,654	1,864,672

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
経常収益	15,396	15,516
資金運用収益	12,277	11,835
(うち貸出金利息)	8,833	8,255
(うち有価証券利息配当金)	3,245	3,482
役務取引等収益	1,940	2,399
その他業務収益	557	904
その他経常収益	621	1,377
経常費用	14,137	13,138
資金調達費用	1,285	1,158
(うち預金利息)	928	775
役務取引等費用	890	906
その他業務費用	399	979
営業経費	2,969	2,958
その他経常費用	1,871	513
経常利益	1,258	2,378
特別損失	173	327
税引前中間純利益	1,085	2,050
法人税、住民税及び事業税	43	107
法人税等調整額	390	772
法人税等合計	434	879
中間純利益	651	1,171

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本							利益剰余金 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	
当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,035	52	11,000	2,451	15,539
当中間期変動額								
剰余金の配当				86			520	433
中間純利益							651	651
固定資産圧縮積立金の取崩					1		1	-
自己株式の取得								
自己株式の処分							0	0
土地再評価差額金の取崩							48	48
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	-	86	1	-	180	266
当中間期末残高	31,844	23,184	23,184	2,122	51	11,000	2,632	15,805

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合 計	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	842	69,726	16,091	115	5,255	21,231	-	90,958
当中間期変動額								
剰余金の配当		433						433
中間純利益		651						651
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
自己株式の取得	2	2						2
自己株式の処分	76	76						76
土地再評価差額金の取崩		48						48
株主資本以外の項目の当中間期 変動額(純額)			269	55	48	263	14	249
当中間期変動額合計	73	339	269	55	48	263	14	90
当中間期末残高	768	70,066	15,822	60	5,206	20,968	14	91,048

当中間会計期間（自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本							利益剰余金合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,208	49	11,000	4,197	17,455
会計方針の変更による累積的影響額			-				388	388
会計方針の変更を反映した当期首残高	31,844	23,184	23,184	2,208	49	11,000	3,809	17,067
当中間期変動額								
剰余金の配当				108			649	541
中間純利益							1,171	1,171
固定資産圧縮積立金の取崩					1		1	-
自己株式の取得								
自己株式の処分							4	4
土地再評価差額金の取崩							112	112
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	108	1	-	405	512
当中間期末残高	31,844	23,184	23,184	2,316	48	11,000	4,215	17,580

	株主資本		評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	707	71,777	15,334	203	5,150	20,281	43	92,102
会計方針の変更による累積的影響額		388				-		388
会計方針の変更を反映した当期首残高	707	71,389	15,334	203	5,150	20,281	43	91,714
当中間期変動額								
剰余金の配当		541						541
中間純利益		1,171						1,171
固定資産圧縮積立金の取崩		-						-
自己株式の取得	9	9						9
自己株式の処分	101	97						97
土地再評価差額金の取崩		112						112
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			4,041	67	112	4,086	22	4,109
当中間期変動額合計	92	605	4,041	67	112	4,086	22	4,714
当中間期末残高	614	71,994	19,375	270	5,262	24,367	66	96,428

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、子会社株式および関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 7年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（8年以内）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」および「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が一次・二次の資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用、数理計算上の差異および会計基準変更時差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理

会計基準変更時差異（2,482百万円）：15年にわたり費用処理することとしておりますが、平成16年度の退職給付制度の移行等に伴い、対応する部分を一括処理しており、移

行後の未処理額を移行後の残存年数（11年）で按分した額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

- (4) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止し利益計上を行った睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (5) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
6. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法
- (イ) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を個別に、または一定期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用および会計基準変更時差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(会計方針の変更)

(「退職給付に関する会計基準」の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下、「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下、「退職給付適用指針」という。)を退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当中間会計期間より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を計算基準日における退職給付債務結果が複数の割引率(国債のイールドカーブ)で計算した結果と一致するように単一の割引率を設定する方式(加重平均割引率(等価方式))へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当中間会計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当中間会計期間の期首の退職給付に係る負債が600百万円増加し、利益剰余金が388百万円減少しております。また、当中間会計期間の経常利益および税引前中間純利益はそれぞれ20百万円増加しております。

なお、当中間会計期間の1株当たり純資産が1円80銭減少しておりますが、1株当たり中間純利益金額および潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額に与える影響は軽微であります。

(「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」の適用)

当行は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成25年12月25日)を当中間会計期間から適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきまして従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による中間財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(従業員持株E S O P信託)

当行は平成24年2月7日開催の取締役会決議に基づいて、「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入し、同年3月9日に信託契約を締結いたしました。

E S O P信託による当行株式の取得・処分については、当行がE S O P信託の債務を保証しており、経済的実態を重視し、当行とE S O P信託は一体であるとする会計処理を行っております。従って、E S O P信託が所有する当行株式については中間貸借対照表、中間株主資本等変動計算書において自己株式として処理しております。また、E S O P信託の資産および負債ならびに費用については中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書に含めて計上しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当行は、当行の成長を支える従業員に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、株価上昇へのインセンティブを付与することにより、当行の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」(以下、「E S O P信託」という。)を導入しております。

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当行株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充(福利厚生制度の拡充)を図る目的を有するものをいいます。

(1) 取引の概要

当行が「中京銀行従業員持株会」(以下、「当行持株会」という。)に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後5年間にわたり当行持株会が取得すると見込まれる数の当行株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当行株式を毎月一定日に当行持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当行株式の議決権を、当行持株会の議決権割合に応じて行使いたします。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の抛出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当行が株式取得資金を借入れした銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

(2) 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計基準

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号平成25年12月25日)第20項を適用し、従来採用していた方法を継続しております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託が保有する当行株式の信託における帳簿価額は、前会計年度末430百万円、当中間期末338百万円で、株式資本において自己株式として計上しております。また、当該株式の期末株式数は、前会計年度末1,934千株、当中間期末1,523千株、期中平均株式数は前中間期2,533千株、当中間期1,727千株であり、1株当たり情報の算定上、控除する自己株式に含めております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式の総額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
株式	1,117百万円	1,117百万円

2. 貸出金のうち破綻先債権額および延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
破綻先債権額	4,403百万円	4,409百万円
延滞債権額	43,483百万円	39,482百万円

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち3か月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
3か月以上延滞債権額	74百万円	48百万円

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
貸出条件緩和債権額	9,873百万円	10,636百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
合計額	57,835百万円	54,576百万円

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替等は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	15,503百万円	13,872百万円

7. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
28,900百万円	30,813百万円

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	11,180百万円	8,739百万円
担保資産に対応する債務		
預金	5,503百万円	6,609百万円
借入金	10,077百万円	7,638百万円

上記のほか、為替決済などの取引の担保あるいは先物取引証拠金などの代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
有価証券	18,280百万円	21,487百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
保証金	413百万円	407百万円

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
融資未実行残高	200,152百万円	204,056百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	184,242百万円	187,591百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 社債は、劣後特約付社債であります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
劣後特約付社債	30,000百万円	25,000百万円

11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
	4,384百万円	4,944百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
貸倒引当金戻入益	- 百万円	57百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年9月30日)	当中間会計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
有形固定資産	243百万円	240百万円
無形固定資産	327百万円	349百万円

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式
該当事項はありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式および関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当中間会計期間 (平成26年9月30日)
子会社株式	1,006	1,006
関連会社株式	111	111
合計	1,117	1,117

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式および関連会社株式」には記載していません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

平成26年11月14日開催の取締役会において、第109期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額 430百万円

1株当たりの中間配当金 2円00銭

(注) E S O P信託は、中間貸借対照表上自己株式として表示しているため、それに係る配当金(3百万円)は平成26年11月14日取締役会の決議の中間配当金額430百万円には含んでいません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月18日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年11月18日

株式会社中京銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松井 夏樹 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀧沢 宏光 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社中京銀行の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第109期事業年度の中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社中京銀行の平成26年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは中間監査の対象には含まれていません。